

令和 6 年 8 月～

**短期入所生活介護サービス
予防介護短期入所生活介護サービス
ご利用のご案内
(重要事項説明書)**

社会福祉法人 九十九会

**ユートピア第2つくも
短期入所生活介護事業所**

重要事項説明書

(短期入所生活介護サービス)
(予防介護短期入所生活介護サービス)

あなたに対する短期入所生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令第39号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称 社会福祉法人 九十九会
法人所在地 名古屋市中区新栄三丁目 32 番 17 号
代表者氏名 理事長 安田 亮
電話番号 (052) 263-3380
FAX (052) 263-3392

2 ご利用施設

施設の名称 ユートピア第2つくも短期入所生活介護事業所
施設の所在地 名古屋市守山区鼓が丘1丁目115番地
施設長名 進藤 浩
電話番号 (052) 739-1677
FAX (052) 739-1679

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		愛知県知事の事業者指定		利用定員
		指定年月日	事業所番号	
施設	指定介護老人福祉施設	平成12年 4月 1日	2371300134	96名
	指定介護老人福祉施設	平成26年 4月 1日	2371302858	60名
居宅	通所介護	平成12年 1月28日	2371300241	39名
	短期入所生活介護	平成12年 1月28日	2371300258	24名
居宅介護支援事業		平成12年 1月28日	2371300266	—
つくもヘルパーサービス		平成27年 6月 1日	2371303245	40名

4 事業の目的と運営の方針

法人創立の理念である「人間尊重」の心に基づき、全職種、全職員が人と人とのふれあいを重視した老人福祉活動を実施します。

老人が持つニーズや社会の変化に合わせてユートピア第2つくもの機能を有効に発揮できる運営をめざします。

入所されるご本人のみならず、地域在住の老人に対しても柔軟に対応できるサービス体制を常に整え、地域の中での老人福祉資源としての役割を担い、存在価値を高めることがユートピア第2つくもの使命です。そのため、地域サービス事業の活性化のためにボランティア活動への援助や地域諸団体との連携を大切にします。また、職員は老人との信頼関係にたつて思いやりのある態度で接することを心がけています。

* 当施設は、提供するサービスの第三者評価の実施は致しておりません。

4 施設の概要

特別養護老人ホーム（短期入所生活介護事業所がある建物）

敷地	3,300㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造
	4階建
建物面積	6,306.62㎡
利用定員	120名

居室等

① 1室当たりの最大定員	4人	22室
利用者1人当たりの最小床面積	9.23㎡	
② 1室当たりの最大定員	2人	3室
利用者1人当たりの最小床面積	10.75㎡	
③ 1室あたりの最大定員	1人	26室
利用者1人当たりの最小床面積	9.00㎡	
廊下（中廊下の幅）	2.7m	
食堂	284.40㎡	
機能訓練室	124.83㎡	
浴室（一般浴室・機械浴室）	69.08㎡	2室
便所・洗面所	271.20㎡	35室
医務室	14.40㎡	1室
静養室	16.00㎡	1室

6 職員体制（主たる職員）

令和 6年 6月 1日 現在

施設長	1名
生活相談員	1名以上
管理栄養士	1名以上
介護支援専門員	1名以上
事務職員	1名以上
介護職員	36名以上
看護職員	4名以上
嘱託医	1名以上

7 職員の勤務体制

施設長	8:45~17:30	常勤で勤務	4週8休
生活相談員	8:45~17:30	常勤で勤務	4週8休
管理栄養士	8:45~17:30	常勤で勤務	4週8休
事務職員	8:45~17:30	常勤で勤務	4週8休
介護職員	早番	6:30~15:15 7:00~15:45	※常勤で勤務 原則として 4週8休
	日勤	8:45~17:30	
	遅番	10:00~18:45 10:15~19:00 11:45~20:30	
	夜勤	16:30~翌10:00	
看護職員 (機能訓練指導員)	早番		※常勤で勤務 原則として 4週8休
	日勤	8:45~17:30	
	遅番	10:15~19:00	
嘱託医	内科	週2回	非常勤
	精神科	月2回	非常勤

8 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

食事の介助	<ul style="list-style-type: none">・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。 <p style="text-align: center;">朝食 7 : 30～ 昼食 11 : 45～ 夕食 18 : 00～</p>
排泄の介助	<ul style="list-style-type: none">・利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。・おむつを使用する方に対しては、1日4回の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換を行います。(高性能パット使用)
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none">・週2回の入浴または清拭を行います。・寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。
着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none">・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。・シーツ交換は週1回実施します。・起床時、就寝前には口腔ケアを行い、介助が必要な方は介護職員が行います。また、義歯の方はお預かりしてその衛生を行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none">・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none">・当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行う様努めます。
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none">・状態が悪化した場合は、速やかにご家族様、医療機関に連絡し状態に応じて救急車を要請致します。病院にご家族様到着後、施設職員と交代致します。

社会生活上
の便宜

- ・ 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。
- ・ 主な娯楽活動
クラブ活動 お花、習字 茶道等
- ・ 年間を通して歳時記に合わせて行事を計画しています。
- ・ 行政機関に対する手続きが必要な場合には、入所者およびご家族の状況によっては、代わりに行います。

当施設の嘱託医師

医療機関名	うちだ内科クリニック	小田クリニック
医師名	内田 淳夫	小田 俊明
診療科目	内 科	精 神 科
診 察 日	毎週火・金曜日	毎月第2・4木曜日

当施設の協力医療機関

医療機関名	独立行政法人 旭ろうさい病院
病院長名	宇佐美 郁治
所在地	尾張旭市平子町北61番地
電話番号	0561-54-3131
診療科目	内科、消化器科、呼吸器科、外科、循環器科 整形外科、泌尿器科、他7診療科
入院設備	あり(ベッド数 250床)
救急指定	あり

医療機関名	紘仁病院
病院長・理事長名	横地 高志
所在地	守山区四軒家1丁目710
電話番号	052-771-8711
診療科目	精神科・一般科
入院設備	あり(ベッド数 940床)
救急指定	あり

医療機関名	医療法人徳洲会 名古屋徳洲会総合病院
病院長名	加藤 千雄
所在地	春日井市高蔵寺町北2丁目52番地
電話番号	0568-51-8711
診療科目	外科、整形外科、内科、皮膚科、産婦人科 泌尿器科、他5診療科
入院設備	あり(ベッド数 350床)
救急指定	あり

(2) 介護保険給付外サービス(無料)

日常生活品の 購入代行	・入所者およびご家族が自ら購入が困難である場合は、購入を代行します。
金 銭 管 理	・自らの手による金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。 ・保管場所：現金などは、事務室大金庫にて厳重に保管します。 ・保管管理者：施設長が責任をもって管理します。

9 利用料

(1) 法定給付

法定代理受領の場合

介護報酬の告示上の額

(短期入所生活介護サービス費 1割から3割)

(予防介護短期入所生活介護サービス費 1割から3割)

法定代理受領でない場合

介護報酬の告示上の額

(短期入所生活介護サービス費の基準額に同じ)

(予防介護短期入所生活介護サービス費の基準額に同じ)

(2) 法定外給付

①滞在費

滞在費	負担限度額				基準費用額
	第1段階	第2段階	第3段階-1	第3段階-2	
多床室	0円/日	430円/日	430円/日	430円/日	915円/日
従来型個室	380円/日	480円/日	880円/日	880円/日	1,231円/日

②食費

第1段階	第2段階	第3段階-①	第3段階-②	基準費用額
300円/日	600円/日	1,000円/日	1,300円/日	1,445円/日

※食費内訳(朝食300円、昼食665円、夕食480円)

※上記の金額は1日の料金です。ただし、居住費・食費について、介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合は、その認定証に記載された金額が1日当りの料金になります。

※食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している食費の負担限度額と合計食事金額とのどちらか低い額になります。

③加算費用（一日あたり）

加算種類	単位	合計	利用者負担額
看護体制加算Ⅲ1	12 単位	129 円	13 円
看護体制加算Ⅳ1	23 単位	249 円	25 円
夜勤職員配置加算Ⅰ	13 単位	140 円	14 円
サービス提供体制加算Ⅱ	18 単位	194 円	20 円
送迎加算	184 単位	1,992 円	200 円
長期利用者提供減算	-30 単位	-324 円	-33 円

※介護職員処遇改善加算Ⅰ 利用日数の所定単位数に14%を乗じた単位数で算定

※長期利用者提供減算 30日以上連続して利用される場合に適応

④日常生活品の購入代行 購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費

⑤日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの

クラブ活動費、日常生活品の購入代金

レクリエーション費用、クリーニング代等

10 送迎の実施地域 守山区全域、尾張旭全域、春日井市（篠木・菅大臣・小木田・桜佐
林島・下市場・熊野・堀之内・金口・北城・神領・大留・出川・気噴町・上条・下条町）

1 1 施設ご利用の際に留意いただく事項

- ・ 来訪・面会 来訪者は、面会時間（AM10:00～PM17:00）を遵守し、必ずその都度面会票に記入し面会票入れに投函して下さい。
- ・ 外出 外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。
- ・ 居室・設備 施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがって利用してください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
- ・ 喫煙・飲酒 喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒はできません。
- ・ 迷惑行為等 騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
- ・ 禁止行為 職員及び利用者に対するハラスメント（身体的暴力・精神的暴力及び攻撃性的暴力）は、ご遠慮願います。（セクシュアル及びカスタマーハラスメント）過剰または、不合理な要求、合理的範囲を超えられる（時間的・場所的）拘束には対応できません。（カスタマー及びセクシュアルハラスメント）
- ・ 所持品の管理 現金等貴重品は、居室に持ち込まないでください。
- ・ 宗教活動・政治活動 施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
- ・ 動物飼育 施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
- ・ 携帯電話の使用 1階ロビーでの使用をお願いします。

「法令等の遵守」

「関係法令及び名古屋市老人福祉施設条例・
名古屋市老人福祉条例施行細則を始めとした諸規定を遵守してください」

1.2 防災設備等

- ・ 防火設備 避難階段…2ヶ所 特別避難階段…1ヶ所 避難器具（すべり台）…1ヶ所
自動火災報知設備、非常通報設備、非常警戒
- ・ 非常時防災対策 事前に起こりうる災害を想定し 職員等の役割分担や連絡体制、利用者の安全確保対策、備蓄物資、避難訓練等を実施するとともに、職員等の災害時の行動基準及び手順を明確にしております。
- ・ 消防計画等 消防署への届け出日：令和5年7月18日
防火管理者：進藤 浩

1.3 苦情等申立先

(1) 特別養護老人ホーム ユートピア第2つくも

利用時間 9:00 ~ 17:00 (土・日曜日・祝日は除く)

電話 (052) 739-1677

苦情解決責任者 施設長 進藤 浩

苦情受付担当者 生活相談員 松山 智之

統括生活相談員 木村 義隆

(2) 第三者委員（苦情解決に社会性、客観性を確保する役割）

名古屋簡易裁判調停委員

歯科医師 宮道 明子

介護支援専門員

電話 (052) 203-1090

(3) 愛知県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室

利用時間 9:00 ~ 17:00 (土・日曜日・祝日は除く)

電話 (052) 971-4165

(4) 名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

利用時間 9:00 ~ 17:00 (土・日曜日・祝日は除く)

電話 (052) 959-2592

【SS 入所時リスク説明書】

ご利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因となり、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。このことは、ご自宅でも起こりうることで、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。なお、説明でわからないことがありましたら、ご遠慮なくお尋ねください。ご確認いただきましたら□にチェック（レ点）をお願いします。

《高齢者の特徴に関して》

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 当施設は、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性ががあります。
- 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離が出来やすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、看護職員の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

《ご家族の皆様へ》

上記の危険が伴うご利用者の中には、職員への遠慮からご自身でトイレに行こうとされたり、ひとりで歩行や起床をされる方がいらっしゃいますが、遠慮しないで職員を呼ぶようにご家族からお伝えください。

新規 SS 入所や病院からの退院で、環境の変化や体力の低下、またはリハビリや治療に伴い運動機能が回復することにより転倒などの危険性が増す例があります。

《当施設では、快適な入所生活を送られますように、安全・安心な環境作りに努めております。》

転倒・転落のリスクが高いご利用者には、見守り歩行、手引き歩行を実施するよう努めています。

誤嚥・誤飲・窒息のリスクの高いご利用者の食事介助には、介護福祉士・看護職員・管理栄養士と協力連携し努めています。

重要事項説明書 確認書

私は、別冊にて提示を受けました「重要事項説明書」に基づいて、短期入所生活介護事業所の職員（職名： 生活相談員 氏名： 松山 智之）からその重要な事項の説明を受けたことを確認します。

令和____年____月____日

利用者 住所_____

氏名_____ (印)

署名代行者 住所_____

(家族代表)

氏名_____ (印)

続柄_____

注： 施設利用契約における、施設使用の際の留意事項を含む。